

議案第59号

小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成30年11月28日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

児童福祉法施行令等の改正に伴い、福祉医療費助成に係る所得制限の
判定において、未婚のひとり親に対して寡婦(夫)控除のみなし適用を
行い算定した所得割額を用いて判定するため。

小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

小野市福祉医療費助成に関する条例（昭和48年小野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「市町村民税を免除された者」の次に「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、婚姻をしたことがなく、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、婚姻をしたことがなく、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

第3条の2第1項第2号ただし書を次のように改める。

ただし、所得割の額を算定するに当たつて、次に掲げる場合に該当するときは、次のとおりとする。

ア 重度障害者等が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

イ 重度障害者等が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻に

よらないで母となつた女子であつて、婚姻をしたことがなく、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、婚姻をしたことがなく、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、婚姻をしたことがなく、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小野市福祉医療費助成に関する条例の規定は、平成30年9月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。